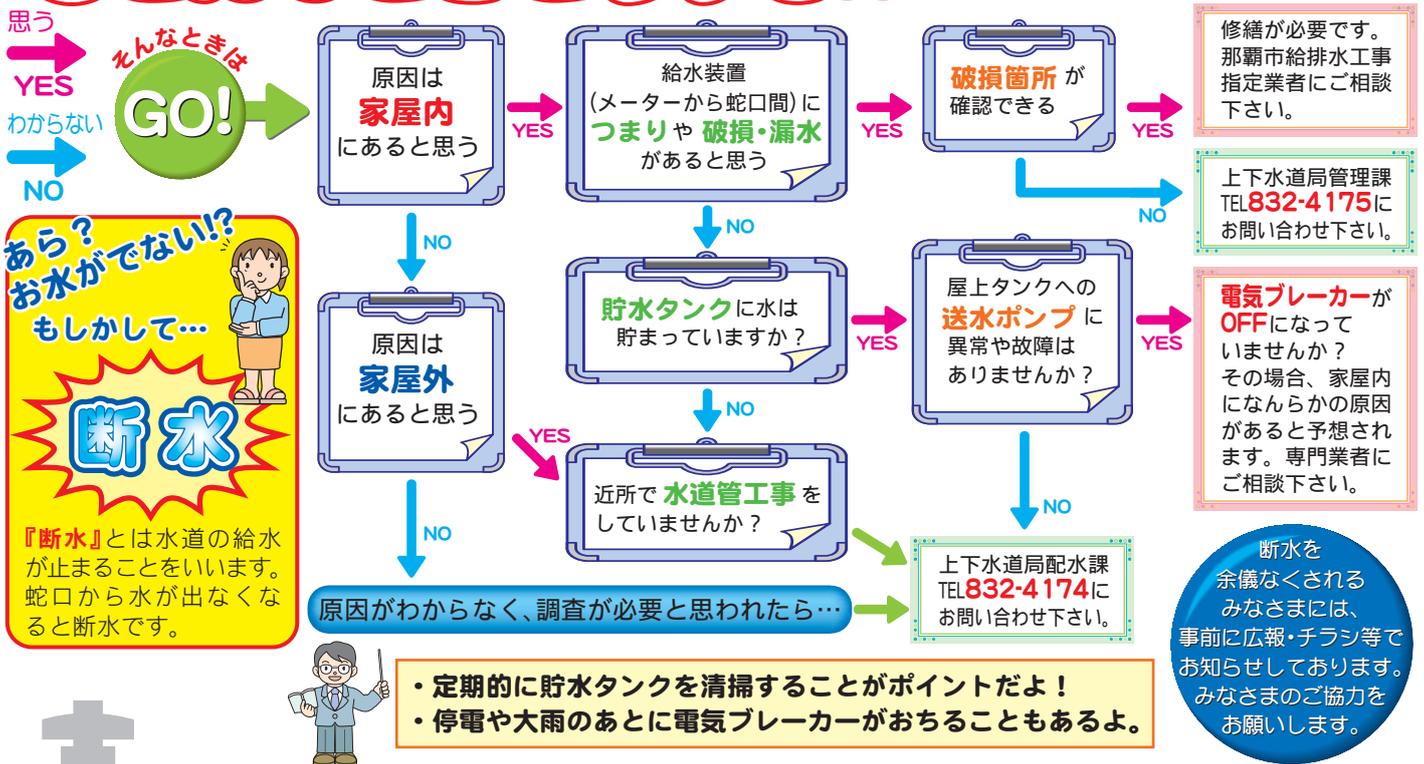


●こんなときどうする!?

～断水編～



●貯水槽(水道タンク)について●

～～水道法及び市の条例では、次のことが定められています～～

○市の責務

上下水道局は、貯水槽水道の管理が不適正な場合は、必要に応じて設置者に対し、指導・助言を行うものとする。また、貯水槽水道の利用者に対し情報提供を行うものとする。

○設置者の責務

<簡易専用水道では>

受水槽の有効水量が10m³を超えるもの(簡易専用水道)は、水道法により水道を管理し、年1回の清掃及び検査機関による管理の状況に関する検査を受けることが義務付けられています。

<小規模貯水槽水道では>

受水槽の有効水量が10m³以下の場合(小規模貯水槽水道)は、簡易専用水道に準じた管理を行い、管理の状況に関する検査を受けるよう努めてください。

なお、施行規程(那覇市上下水道給水条例施行規程第26条第1項第2号)の中で共同住宅(アパート・マンション等)事業所については、清掃する際には県に登録されている清掃業者に行わせることが規定されております。

届け出についてお願い

→→→→ 届け出については、清掃事業者又は設置者、管理人のいずれからでもできます。

貯水槽水道の管理の不徹底が原因で、しばしば衛生上の問題が発生し、水質面で不安を感じる利用者が多いことから、利用者に対し管理状況について情報提供の必要性があります。そのため清掃した際には「貯水槽清掃届出書」を提出して下さるようお願いいたします。

その結果を届け出て頂くと、小規模貯水槽水道の管理状況を示すシールを交付いたします。

各戸検針契約が締結された共同住宅(アパート・マンション等)については、県に登録した貯水槽清掃業者による年1回以上の貯水槽清掃が義務付けされており、その結果を「貯水槽清掃届出書」により届け出てください。その際は、清掃に使用した水道料金の精算を行ってください。

※各戸検針は、各戸に設置された子メーターによる検針となっているため、貯水槽清掃で使用された水道料金が反映されませんので、届け出時の料金清算とさせていただきます。